



平成 27 年 12 月 8 日

各位

会社名 サ ー ラ 住 宅 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 山口 信仁
(コード番号 1405 東証・名証 第二部)
問合せ先 取締役管理部長 松尾 享史
T E L 0532-32-7272 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 1 月 22 日開催予定の第 47 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (省略)</p> <p>2 会社は、<u>社外</u>取締役との間で、当該<u>社外</u>取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 31 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 (省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、当該<u>社外</u>監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> | <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>非業務執行</u>取締役との間で、当該<u>非業務執行</u>取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 31 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> |

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成28年1月22日 (金)
(2) 定款一部変更の効力発生予定日 平成28年1月22日 (金)

以 上